

平成29年8月22日

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号

プレミアムウォーター株式会社

代表取締役 長野 成晃 様

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

## 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成29年5月22日付『差止請求書』に対する回答書」に対し、別紙のとおり申入れを致しますので、ご検討の上、貴社のご見解やご対応につき、平成29年9月22日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、この度、当法人では、貴社におかれて、株式会社アイディールライフと合併前から貴社（旧商号：株式会社ウォーターダイレクト）において販売しておられる水商品に関する利用規約が別途使用されていること、この利用規約では、当法人がこれまでお申入れをし、株式会社アイディールライフや貴社におかれて改善をしてこられた内容が反映されていない部分があることを発見致しました。つきましては、追って、当法人において検討の上、この利用規約に対しても、申入れをさせて頂く予定であることを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 第1 ご利用規約第7条第3項 宅配サービスの休止等

初回お届け日の月末を起算日として、ご契約期間中においてご解約された場合は、「スタンダードプラン」をご契約の場合、12,500円（税込13,500円）、「ずっとCLYTIAプラン」をご契約の場合、13,500円（税込14,580円）をそれぞれ解約手数料としてお支払いいただきます。「CLYTIA富士山のお水7L」をご契約の場合、初回お届け日の月末を起算日として2年未満のご解約につきましては、解約手数料として、12,500円（税込13,500円）をお支払いいただきます。CLYTIAmini専用型は、初回ウォーターサーバーのお届け日の月末を起算日として、1年未満のご解約の場合、12,500円（税込13,500円）を解約手数料としてお支払いいただきます。

#### (1) 申入れの趣旨

ア 貴社からのご回答中、「スタンダードプラン」、「ずっとCLYTIAプラン（ずっとアイディールプラン）」のそれぞれの期間内の解約の場合に生ずるとされる貴社の逸失利益に関し、平均解約期間、一契約当たりの平均売上げ本数/月、一契約当たりの平均売上高/月、変動費として上げておられる数値について、具体的な根拠を示して下さい。

イ 「CLYTIA富士山のお水7L」を契約した場合、初回お届け日の月末を起算日として2年未満の解約の場合、「CLYTIAmini専用型」で、初回ウォーターサーバーのお届け日の月末を起算日として、1年未満のご解約の場合に生ずる貴社の逸失利益についても、上記アと同様、逸失利益の算定根拠となる数値及び、その具体的な根拠を示して下さい。

#### (2) 申入れの理由

ア 貴社からのご回答で、「スタンダードプラン」、「ずっとCLYTIAプラン（ずっとアイディールプラン）」のそれぞれ期間内に解約された場合に貴社に生ずるとされる逸失利益につき、以下の数値を上げて主張しております。

##### ① スタンダードプランの場合

[Redacted content]

##### ② ずっとアイディールプランの場合

[REDACTED]

しかし、貴社が示されている平均解約期間、一契約当たりの平均売上げ本数/月、一契約当たりの平均売上高/月、変動費の根拠が不明ですので、お手数ですが、それぞれにつき、具体的根拠を示して下さい。

イ また、上記規定によると、新たに、「CLYTI A富士山のお水7L」を契約した場合、初回お届け日の月末を起算日として2年未満の解約の場合、「CLYTI Amini専用型」で、初回ウォーターサーバーのお届け日の月末を起算日として、1年未満のご解約の場合の解約手数料について定めておられます。そこで、これらの場合についても、同様に、逸失利益の計算根拠となる数値及び、その具体的根拠を示して下さい。

## 第2 15条 裁判管轄

当社とお客様との間で本規約に関連する紛争が発生したときは、両方で誠意をもって協議しこれを解決するものとしませんが、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

### (1) 申入れの趣旨

本条項の「訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。」との部分を削除して下さい。

### (2) 申入れの理由

貴社は、本社機能を東京に持つため、顧客に関する情報及び資料は全て東京に集中管理していること、山梨県や大阪府の拠点では顧客管理等の業務を行っていない等の理由から、「訴訟になった場合に円滑かつ十分な訴訟活動を行うためには、本社の所在地を管轄している東京地方裁判所を管轄裁判所とすることが不可欠」と主張しておられます。

しかしながら、貴社も認めておられますように、貴社は全国各地の消費者を相手として販売活動をされておられます以上、資料が十分に備わっている東京で訴訟をする必要上がるという貴社の都合のみで、消費者に東京の裁判所での訴訟の対応という著しい不利益を課す上記既定は、消費者契約法10条に抵触するものといわざるを得ません。

また、貴社は、専属的合意管轄があっても、民事訴訟法17条により顧客による他の裁判所への移送申立ては可能である等として、顧客の利益を一方的に害するものではないと主張しておられます。しかし、消費者にとっては、東京地方裁判所に訴訟を提起されること自体不利益ですし、同法17条による移送を申し立てても移送が認められるとは限りません。よって、削除してくださるよう求めます。

以上